

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	収納に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収納に関する事務
②事務の概要	佐伯市では、地方税法に基づき、個人住民税などの地方税、介護保険料などの料金に関する各賦課業務で発生した調定額を引き継ぎ、税金・料金の収納に係る事務を行う。間違って納付されたり、多く納付された場合等は、全部または一部返納(還付)したり、他の未納や滞納に充てる(充当)等を行う。また、納税者からの必要に応じて各種税証明書の発行を行う。具体的には、 ①賦課業務より賦課情報を受け取り、調定データを作成 ②納税(付)義務者からの納付を受け入れ日次・月次で消し込み状態を確認 ③過誤納者を調査し、還付充当処理 ④納税証明書、所得課税証明書等の発行 ⑤その歳入年度の調定に対して、出納状況を整理 ⑥その歳入年度の出納を閉鎖し決算 ⑦決算した結果、完納状態にない調定を翌年度へ繰り越し
③システムの名称	・Acrocity総合収納管理 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市市民生活部税務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3182
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	管理権限による情報入手制限を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	評価実施機関における担当部署	②所属長 収納課長 西川 洋一	②所属長 収納課長 佐藤 好昭	事後	
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	収納課長 佐藤 好昭	収納課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	評価実施機関における担当部署	①部署 収納課	①部署 税務課	事後	
令和4年5月31日	評価実施機関における担当部署	②所属長 収納課長	②所属長 税務課長	事後	
令和4年5月31日	Ⅰ関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐伯市市民生活部収納課	佐伯市市民生活部税務課	事後	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和7年1月15日	Ⅰ 関連情報 3. 法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項別表24の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月15日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐伯市市民生活部税務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-4504	佐伯市市民生活部税務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3182	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和7年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介入させる作業	新設	人手を介在させる作業はない	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月15日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	[十分である]	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 (判断の根拠)	新設	管理権限による情報入手制限を行っている。	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)